

平成 31 年度

舞鶴小・中学校危機管理マニュアル

はじめに

◆緊急事態では正解のない判断が必要

ベストの判断を考えて決められないより、ベターの判断で行動する

◆防災は、知識として知っているだけでは役に立たない

判断し、行動する力に高める

◆人間は危機が迫ると安心しようとする習性があることを肝に銘ずる

自らのスイッチの切り替えが求められる

◆危機管理は100%を目指して考える

しかし、災害に「絶対の安全」はない

- 1 作られたマニュアルは75%程度と捉える
- 2 判断場面の想定、選択の余地を残す 20%
- 3 想定外の事態も想定 5%

マニュアルが全てではないが、マニュアルがないと想定外の事態が大きくなる

想定外を少なくすることがマニュアル作りである

危機管理の基本は、事件・事故に備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立することであり、その基本は“予防的措置”と“ダメージコントロール”であるといえる。そのためにはまず、学校職員全員が危機管理意識を高め、その対処方法を共有することが重要である。

「舞鶴小・中学校危機管理マニュアル」は日常及び緊急時に具体的に対応できるよう、必要事項や手順等を示したものである。マニュアルの作成は、準備行為の一環であり、想定される事態への具体的な対応を記載することによって適正な対応が準備され、それが子どもたち、職員の命を守ることになると考える。しかし、このマニュアルは、危機管理の手順を原則的に示すものであり、個々の状況に必ずしも完全に当てはまるとは限らない。そのためには、マニュアルに示した内容がどういった意味があるのかをしっかりと押さえその場に応じて臨機応変に対応していくことが大切である。

目を通しておくだけで行動が変わる。

## 1 対象とする危機

学校が直面する危機には大きく2つのものがある。学校で起こりうる事件・事故を対象にした「学校における危機」と地震や風水害等「災害における危機」である。

以下に、対象とする危機について被害の対象と原因により分類して例示する。

| 大分類          | 中分類             | 小分類            | 危機の例   |                              |
|--------------|-----------------|----------------|--|------------------------------|
| 学校における危機     | 児童生徒に直接影響を及ぼす事態 | 学習活動           | 学習活動<br>運動時、実習・実験、校外活動中の怪我、熱中症による入院、運動時の事故、学級の荒れ |                              |
|              |                 | 交通             | 交通事故<br>登下校中の死傷事故                                |                              |
|              |                 | 健康             | 感染症  | インフルエンザ等の集団感染                |
|              |                 |                | 食中毒  | 給食等による集団食中毒、異物混入             |
|              |                 |                | アレルギー  | アナフィラキシー(重篤なアレルギー症状)         |
|              |                 |                | 発作   | てんかん等の発作、                    |
|              |                 |                | 大気汚染   | 光化学オキシダント PM2.5              |
|              |                 | 人権             | 人権侵害   | 差別事象                         |
|              |                 | 問題行動           | 街頭犯罪   | 児童生徒・生徒による恐喝、万引き             |
|              |                 |                | 暴力行為   | 児童生徒・生徒間の傷害行為、対教師暴力、虐待       |
|              |                 |                | いじめ  | いじめに起因する傷害・自殺                |
|              |                 | 犯罪             | 不審者  | 不審者侵入、不審者による殺傷、連れ去り          |
|              |                 | 施設整備           | 施設管理   | 落書き 器物破損                     |
|              | その他             | 有事等            | 水道への毒物混入、不審な郵便物<br>爆破予告、殺害予告、Jアラート等              |                              |
|              | 学校の信頼を損なう事態     | 職員             | 不祥事  | 職員による不祥事(飲酒運転・暴力行為・体罰・セクハラ等) |
|              |                 |                | 事故   | 交通事故(車、自転車)                  |
|              |                 | 教育計画           | 教育課程   | 未履修 著作権侵害                    |
|              |                 | 施設設備           | 施設設備   | 施設の保守管理・修繕の不備等に起因する人身事故      |
|              |                 | 財務             | 資金管理   | 公金の遺失                        |
|              |                 |                | 会計処理   | 不適正な公金支出                     |
| 情報           |                 | 個人情報           | 個人情報の漏洩、無許可による個人情報機器の使用                          |                              |
|              |                 | 情報システム         | ウイルスによる影響  |                              |
| 業務執行         | 保護者             | 保護者に対する不適切な対応  |  |                              |
|              | 報道              | 報道機関に対する不適切な対応 |  |                              |
| 危機<br>災害に対する | 人的災害            | 火災             | 不注意による火災、漏電、放火 ガス漏れ<br>停電                        |                              |
|              |                 | 自然災害           | 地震   | 建物の崩壊、津波、火災                  |
|              |                 | 台風 大雨          | 道路の冠水、停電、校舎の浸水                                   |                              |

## 2 未然防止対策

### ○児童生徒把握

- ・朝の出欠確認・・・連絡のない児童生徒への連絡

3日欠席が続いたら家庭への連絡(家庭訪問)を行う。

- ・健康観察・・・・・・教師による健康状態の把握

### ○教職員研修

- ・保護者の信頼を得る学級経営を行う。丁寧な情報発信
- ・マニュアルに基づいた教職員研修を実施する。
- ・自分の役割を果たせるように訓練を行う。

### ○交通事故

- ・登下校指導を通して、危険箇所の早期発見に努める。
- ・事故に遭わないよう体験を通した指導を取り入れながら交通安全教育を十分行う。
- ・1年生を対象とした歩き方、4年生、中学1年生を対象とした自転車の正しい乗り方について交通安全教室を実施する。
- ・自転車に乗る際のヘルメット着用の啓発を図る。
- ・長期休業前、連休前に注意を促すおたよりを配布する。

### ○痴漢・変質者に対して

- ・事故にあった場合、逃げる、大声を出す、大人の人に助けを求める(子ども110番の家)など、適切に対応できるように指導する。
- ・近隣の学校と連携し情報の共有化を図る。
- ・自治協議会や交通安全推進協議会・防犯組合との情報交換を密に行い、協力体制を整える。

### ○不審者に対して

- ・整理整頓された美しい環境づくりに努める。
- ・登下校時以外は、出入り口の門を閉める。
- ・来校者は警備員室前に置いてある「来校者名簿」に記入し名札をつける。
- ・「こんにちは」の挨拶、「どちらへ行かれますか」など積極的に部外者への声掛けを行う。
- ・3学期に不審者侵入を想定した避難訓練を実施する。

○教育活動中の事故防止

- ・毎月初めを安全点検の日として設定し、校舎内・屋外固定施設の安全点検を行う。
- ・図工・技術家庭の道具、包丁等危険物は鍵をかけた保管を行い、事前の安全指導の徹底に努めると共に、活動時には必教師が付き添い、発達段階に応じた指導をする。
- ・薬品の保管、残量の管理を行う。

○校外施設を利用した教育活動における事故防止

- ・事前の下見を行い、危険箇所の把握を行うとともに、引率者の役割分担を検討しておく。
- ・修学旅行や自然教室では衛生面に配慮する。

○風水害に対して

- ・緊急連絡体制を整備し、危険が予想されるときには保護者に安全確保のお知らせを行う。
- ・梅雨の時期の前に、保護者への手紙を通して啓発をする。

○火災・地震に対して

- ・避難経路と避難場所、避難時の行動について指導する。
- ・避難の妨げにならないよう廊下の整備を行う。
- ・1学期に「火災対応」、2学期に「地震津波対応」の避難訓練を実施する。

○休業日の校庭開放に対して

- ・校庭開放の旗が揚がっていないときには第2運動場で遊ばないよう指導する。
- ・旗が揚がっている時でも、第2運動場以外で遊ばないよう指導する。
- ・校庭開放指導員が1時間ごとに、校庭の巡回を行う。

### 3 事件・事故・災害への基本的な考え方

|  |
|--|
| <p>事件・事故</p> <p>1「安全確保」・・・事件・事故を未然に防ぐために、多くの観点から日々起因する事象を基に、対応策を立てておく。</p> <p>2「人命第一」・・・事件・事故が発生した場合、「人命第一」とし連絡・記録を徹底する。</p> <p>3「学校の信頼性」・・・学校に対する保護者・地域からの信用や信頼を守る。</p> <p>説明責任</p> |
|--|

#### 避難の3原則

東日本大震災において、「釜石の奇跡」を生んだ防災教育の教訓に学ぶ

|  |
|--|
| <p>「3つのあ」</p> <p>1 想定にとらわれない・・・「あ」んしんするな</p> <p>2 最善をつくせ・・・・・・「あ」きらめるな</p> <p>3 率先して避難せよ・・・「あ」んぜんなところへ</p> |
|--|

#### 避難の仕方原則 「どこで どこを どこに」

##### 3 緊急体制



##### 対策本部

|                   |        |   |
|-------------------|--------|---|
| 本部長               | 校長     | ◇避難指示 連絡指示 ※指揮系統の一本化  |
| 副本部長<br>〈情報収集・発信〉 | 副校長 教頭 | ◇緊急放送<br>◇報道機関対応、関係機関に連絡<br>◇保護者への連絡及び文書作成<br>◇緊急保護者会開催の準備<br>◇教職員招集、記録、情報収集、役割分担の確認<br>◇地域関係機関への連絡 |
| 通報                | 事務職員   | ◇通報(110・119)<br>◇教育委員会への支援要請(生徒指導課;711-4639)  |
| 避難責任者             | 教務     | ◇避難誘導確認 避難所設営指示責任者  |
| 避難所指示             | 安全担当   | ◇保護者引き渡し準備<br>避難所における児童生徒・生徒への指示  |
| 施設関係              | 学校用務員  | ◇施設点検、避難所開設に伴う整備  |

#### ○関係機関

|       |          |           |          |
|-------|----------|-----------|----------|
| 舞鶴交番  | 752-7181 | 留守家庭子ども会  | 732-4266 |
| 大名公民館 | 751-4212 | 管理校医(浦川)  | 751-2462 |
| 箕子公民館 | 712-2268 | 管理校医(米倉)  | 751-1755 |
| 舞鶴公民館 | 771-3541 | 学校薬剤師(山口) | 736-7799 |
| 中央区役所 | 741-2131 | 学校薬剤師(諫山) | 761-2118 |

○職員分担組織

|     |                             |   |
|-----|-----------------------------|---|
| 対応班 | 教頭<br>教務<br>警備員<br>職員室にいる職員 | ◇事件・事故発生現場と状況確認<br>◇初期消火<br>◇重要文書の持ち出し<br>◇不審者対応<br>◇校内巡視<br>◇事件の情報収集, 把握, 整理<br>◇学校や地域の状況の把握 |
|     | 事務室                         | ◇避難場所の確保(鍵開け)<br>◇電話通報及び対応  |

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| 誘導班 | 教務  | ◇放送指示を受け児童生徒の安全な避難・誘導<br>◇緊急車両誘導(スロープ鍵開け)<br>◇避難時持ち出しセット<br>児童生徒名簿, 教職員名簿, 校舎配置図<br>◇学校携帯電話の 持参(教務)  |
| 避難班 | 授業者 | 放送指示を受け児童生徒の安全な避難・誘導<br>◇児童生徒の人員確認と安全確保<br>◇動揺を鎮める<br>◇下校方法決定後の全保護者への連絡<br>◇児童生徒の安全下校の確認<br>※避難・誘導が完了し, 子どもの安全確保を確認の上, 可能な範囲で<br>対応の応援体制を組む<br>※ 誘導責任者<br>・授業中: 授業実施中の教職員<br>・自習中: 補欠教員又は隣接する教室の担当教員<br>・清掃中, 休憩中, 放課後<br>:原則として学級担任, 及び近くにいる教職員 |

|     |                           |   |
|-----|---------------------------|---|
| 救護班 | 養護教諭<br>SC<br>SSW<br>学校司書 | ◇負傷した児童生徒・学校職員の応急措置<br>◇救急車へ同乗<br>◇負傷した児童生徒の保護者への連絡<br>◇教育相談 心のケア<br>◇タンカー、車いす、救急バックの持ち出し |
|-----|---------------------------|---|

## 4 具体的な対応

### (1) 火災時の避難

#### ◆基本的に

- ・避難場所は運動場で考えるが、状況によって第2グラウンドに避難する
- ・消火活動は那の津通りから行う。
- ・取り残され救助を求める場合は、那の津通り側に立つ。
- ・消防分団などの小さな消防車は運動場から消火活動を行う

#### 発生

#### 1 事実の確認

- ア 自動火災報知設備が感知した場合
- ・現場に急行し状況を確認する。
  - ・複数の地域で感知した場合、本物の火災であると判断し行動する。
- イ 人が発見した場合
- ・大声、笛、インターホン、非常ベルで知らせる。

#### 通報

#### 2 速やかな通報

- ア 火災の内容が十分把握していない場合警備会社に状況確認する。(事務職員)

##### ①校内放送(教頭)

「ただいま非常ベルがなりました。原因を調べています。児童生徒の皆さんは避難の準備をして待っておきましょう。」 ※ハンカチ、「おはしも」の指示。

- ②対策本部員が学校携帯、消火器をもって現場に行く

- ③状況が確認でき次第、通報する。

※初期消火中でも避難させる。

- イ 通報(事務職員;学校の携帯から)

- ・「火事です(救急です。)」
- ・中央区舞鶴2丁目6-1 舞鶴小・中学校で出火です。
- ・出火の状況  
(出火位置、燃焼物、逃げ遅れの有無等)

※通報後、学校携帯を持ってスロープの門を開ける。

#### 【3 初期消火活動】

- ①対応班により初期消火を行う。  
※天井に火が移るまでが初期消火の限界
- ②完全に消火したか確認する。
- ③教育委員会へ報告する

#### 対応

#### 3 避難場所・経路等の決定及び 児童生徒・学校職員への連絡

- |        |       |
|--------|-------|
| 第1避難場所 | 運動場   |
| 第2避難場所 | 第2運動場 |

- ①出火場所に応じた避難場所・経路等を緊急放送で連絡する。(教頭)  
※校舎内より火災が発生した場合は出火場所にかかわらず、原則として児童生徒を安全な場所へ避難させる。

ただいま、〇階〇室で火災が発生しました。児童生徒の皆さんは、〇〇を通過して〇〇に避難しなさい。」

※落ち着いた声で2回繰り返す。

※火災発生場所の反対側から避難させる。

※放送後、拡声器をもって火災現場近くの昇降口で児童生徒の誘導にあたる。

- ②安全旗を避難場所に設置する。(校長)

- ③児童生徒名簿、職員名簿、校舎配置図を持って児童生徒誘導にあたる。(教務)



④教育委員会に報告と必要に応じて応援要請を行う。(事務職員)

⑤給食室内の火を止め、門で緊急車両の誘導にあたる。(給食室)

#### 4 児童生徒に対する避難誘導

①避難班(学級担任)

・児童生徒への指示(「おはしも」の徹底)

「ハンカチ等で口・鼻を覆いなさい。」「慌てないで、前の人を押さない。」

「できるだけ姿勢を低くして煙を吸わないように」

②担任は、近くのトイレや空き教室を確認し避難誘導を行う。

授業中以外は、決められたポイントに立って誘導する

③養護教諭は健康観察簿、救急箱、AEDを持って保健室児童生徒を避難誘導する

④校舎外では

早足(走らない)で行動し、安全な避難場所に整列させ、人員点呼、異常の有無(不明者、負傷者、健康状況調査)を確認し、校長に報告する。

「〇年 出席〇人 異常なし」「〇〇不明」

#### 5 避難場所において

※避難場所での整列は、教師が火災現場と正対し、刻々の変化に対応できるようにする。

※万が一不明者がいることが判明したら、状況に応じて職員が救助に向かう。

※第1避難場所から第2避難場所へ移動する。

#### 6 消防隊との連携

(誘導班;警備員、教務、事務室、学校用務員、給食室)

①門を開く

②進入口から出火場所までの誘導

③逃げ遅れ、負傷者の有無の状況提供

④校舎配置図の提出

#### 7 マスコミ対応

(副本部長)

①情報を1本化し副本部長があたる

②「何が、いつ、どこで発生したか」の明確な状況のみを簡明に答える。

③状況把握が困難な場合は「現在、事実関係を調査中であり、事実が判明次第公表する」旨を回答する

・報道関係の取材には、誠実に対応すること

・事実を的確に要領よく説明すること

・「言えないことは言えない」という発言にも、記者の納得のいく理由が必要であること

・人権やプライバシーへの配慮を忘れないこと

#### 8 保護者、地域との連携

(教頭)

①PTA会長に電話連絡

②安心メールで保護者に連絡

③自治協議会会長・公民館長に電話連絡

#### 事後の対応

#### 9 消火後の指導計画

①児童生徒の安全な下校と授業再開に向けた準備

②教育委員会へ報告

③保護者、地域への説明会

## II 地震発生時の避難

### ◆基本的に

- ・転倒物から離れて教室内で身を守る。
- ・校舎倒壊、火災発生の場合は、第2グラウンドに避難する。
- ・津波の恐れがある場合、校舎6階に避難する。
- ・市民が避難してくる可能性がある。

### 発生 1 身を守る

ア 適切な指示により、児童生徒等の安全を確保する。

※単純明快な指示の徹底を図る。

児童生徒への呼びかけ

落ち着け！ あわてるな！ もぐれ！ 離れろ！ つかまれ！  
頭を守れ！ しゃがめ！ ふせろ！ 走るな！ 降りろ！ 等

イ 児童生徒等の心身の状況により適切な保護措置をとり、安全確保に万全を期す。

ウ ドアや窓を開け脱出口の確保をする。

具体的な行動例

- ・ドアを開ける
- ・倒れてきそうなロッカーや本棚などから離れる
- ・机の下にもぐって机の脚をしっかり持つ
- ・実験や実習中の場合は、安全なところへ移動し安全な姿勢をとる

### 揺れがおさまったら 2 状況確認

ア 火元を確認

イ 本震の揺れがおさまったら負傷者の有無を確認する。

ウ 靴を履く・・・ガラスの破片に注意する

エ 普通教室以外の場所の確認

トイレ、特別教室等にいる児童生徒等の声かけ、確認

### 対応

### 3 避難場所・方法の決定及び児童生徒・学校職員への連絡

①状況に応じた避難場所・経路を緊急放送で連絡（教頭）

校舎外に避難をします。近くの出入り口から運動場に避難しなさい。

※避難順序や経路については通常の避難経路を誘導するが、被災状況により臨機応変に適切な措置をとる。

※非常放送が使用できない場合、スピーカーや大声で指示を出す。

### 4 児童生徒に対する避難誘導

|          |          |
|----------|----------|
| 校舎倒壊のおそれ | 第2グラウンドへ |
| 震源地 海底   | 直接校舎6階へ  |

①避難班（授業者）

児童生徒への指示

「本やランドセルで頭を守って避難する。」

「避難している途中で大きな揺れがあったら、その場に座ること。」

「靴を履く」

②教師は、近くのトイレや空き教室を確認し避難誘導を行う。

授業中以外は、決められたポイントに立って誘導する

③健康観察簿、救急箱、AEDを持って保健室児童生徒を避難誘導する（養護教諭）

④安全旗を避難場所に設置する。（校長）

⑤屋上の鍵を持って避難する。（事務職員）

⑥児童生徒名簿、職員名簿、校舎配置図を持って児童生徒誘導にあたる。（教務）

⑦給食室は給食室内の火を止め、門で緊急車両の誘導にあたる。

⑧校舎外では

早足（走らない）で行動し、安全な避難場所に組別に整列させ、人員点呼、異常の有無（不明者、負傷者、健康状況調査）を確認し、校長に報告する。

「〇年 出席〇人 異常なし」「〇〇不明」

### 情報収集 5 ラジオなどで正しい情報を収集（教務）

- ①児童生徒をより安全な場所に避難させる。
- ②負傷者の応急手当を行う。  
移動の安全が確保できれば医療機関へ搬送する。
- ③万が一不明者がいることが判明したら、状況に応じて職員が救助に向かう。
- ④津波警報が発令されたら 校舎6階へ  
遠くに逃げるより近くの高台へ

### 救出・救護・避難所対応 6 救出・救護活動と避難所設置準備

- ①副本部長は、一般市民の避難者の対応をする。西階段から5階へ
- ②避難班・救護班は、児童生徒対応を行う。
- ③対応班・誘導班は避難所設置及び一般市民対応を行う。

### 事後の対応 7 地震後の指導計画

- ①児童生徒を安全に下校 家庭と連絡をとり、児童生徒を保護者に引き渡す
- ②授業再開に向けた準備を行う。

教職員配備について（福岡市教育委員会「学校の危機管理マニュアル」をもとに）

| 配備態勢 | 配備基準   | 配備内容                                | 配備を要する人員                        |
|------|--------|-------------------------------------|---------------------------------|
| 第3配備 | 震度5強以上 | ・自治協議会会長・公民館長と連絡し災害状況確認<br>・避難所開設準備 | ・校長・教頭・警備員・近隣職員<br>・校長の判断で配備につく |
| 第4配備 | 震度6弱以上 | ・災害対策本部を設置<br>・避難所開設                | ・全員出校（市服、名札）                    |

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| 避難者誘導・受付設営   | 教頭 近隣職員 市職員 3地区自治協議会 |
| 簡易トイレ設営      | 教頭 教務 安全担当 他         |
| 避難所設営・物資搬入準備 | 教務 市職員 3地区自治協議会      |
| 救護室設営        | 養護教諭                 |

### Ⅲ 不審者侵入時の避難

#### ◆基本的に

- ・不審者が侵入した場合  
施錠し窓に覆いをして教室内にとどまる。  
いきなり凶暴な行動をとる不審者が侵入した場合、近くの児童生徒は屋外に逃げる
- ・不審者情報が入った場合  
体育館に移動して待機する。
- ・110番通報依頼・・・名札を渡す

#### 発生

#### 1 事実の確認

- ア 学校職員が発見した場合
  - ・校長へ連絡
  - ・複数で現場に急行（対応班；校長，教頭，学校用務員，教務，職員室職員）
  - ・児童生徒の所に急行（避難班；担任，授業者）
- イ 児童生徒が発見した場合
  - ・近くの学校職員に連絡

#### 確認

#### 2 速やかな状況把握

- ア 不審者の情報が不確かな場合でも警察署110に通報する。（事務職員）  
110番通報指示「名札を渡す」  
・不審者の人数      ・武器の所持
- イ 通報（事務職員）
 

- ・中央区舞鶴2丁目6-1 舞鶴小・中学校に不審者が侵入しました。
  - ・不審者の状況（人数，武器の所持，児童生徒への被害）

※事務職員は到着した警察を案内する。  
※必要に応じ教育委員会に応援要請を行う。（生徒指導課 711-4639）

#### 対応

#### 3 児童生徒への指示

- ①対応班が撤去を求める。
- ②不審者情報に応じた避難場所・経路等を緊急放送で連絡（教頭）

| 教室内に留まる場合                                     | 体育館に避難する場合   |
|---|--|
| 舞鶴集会を行います。<br>担当は（不審者付近）です。<br>その場で準備をしてください。 | だいまから，臨時集会を開始します。<br>担当は（侵入教室）です。<br>児童生徒の皆さんは，〇〇を<br>通って体育館に集合しなさい。 |

- ※落ち着いた声で2回繰り返す。
- ※教室内に侵入しようとした場合には，  
机や椅子でバリケードを築く。

#### 4 児童生徒に対する避難誘導

##### ①避難班（学級担任）

- ・児童生徒への指示（「おはしもの徹底」

教室の後ろに並びなさい。

- ・児童生徒の最後尾は教師がつくようにして避難誘導をする。

※犯人が近づいた場合には、消化器等で児童生徒を守る。

- ・安全な避難場所に整列させ、人員点呼を行うとともに異常の有無

（不明者、負傷者、健康状況調査）を確認し、校長がいない場合は体育館に1番に入った教師が報告をまとめておく。

「〇年 出席〇人 異常なし」

「〇〇不明」

- ・報告を行った後、担任は入口に立ち、児童生徒が入場し終わったらドアを閉める。

##### ②誘導班

- ・体育館の鍵を解錠する。（事務職員）

- ・携帯電話を持って誘導しながら避難場所へ移動する。（教務）

#### 5 避難場所において

- ①全員が体育館に避難したことを校長に連絡する。（教務）

- ②児童生徒の不安を解消するために、静かなストーリーテリング等を行う。

#### 6 警察との連携

- ①負傷者の有無の状況を提供（養護教諭）

- ②校舎配置図の提出（教務）

- ③不審者の状況提供（対応班）

#### 7 保護者・地域との連携

（教頭）

- ①PTA会長に電話連絡

- ②安心メールで保護者に連絡（お迎え依頼）

- ③公民館に電話連絡

#### 8 マスコミ対応

（副本部長）

※火災記載に同じ

#### 事後の対応

#### 9 不審者退去後の指導計画

- ①児童生徒の心のケアのために教育相談課，少年サポートセンターとの連携

- ②児童生徒の安全な下校と授業再開に向けた準備

- ③教育委員会への報告

- ④保護者，地域への説明会

## IV Jアラートによる避難

### ◆基本的に

- ・屋内（体育館中央）に避難する。
- ・ガラスや倒壊物から離れて身を守る（地震と同様の対応）

### 発生

#### 1 情報の受信

Jアラートによる情報受信

### 対応

#### 2 速やかな対応 避難場所確保と避難指示

①体育館の鍵をあける。（事務職員）

②校内放送（教頭）

ア 休み時間、屋外で活動を行っている場合

- ・ただ今、Jアラートが鳴りました。
- ・運動場にいる人は、落ち着いて体育館に移動してください。  
※「おはしも」の指示をする。
- ・校舎内にいる人は、窓や扉から離れて机の下にもぐります。

イ 時間的に余裕がある場合（15分以上）

- ・ただ今、Jアラートが鳴りました。
- ・児童生徒のみなさんは、それぞれの体育館に避難します。  
※「おはしも」の指示をする。

③避難誘導（誘導班）

※各ポイントに立って児童生徒を誘導する。

※小中の各体育館中央で待機する

①担任は人員点呼し、教頭に報告する。

②養護教諭は、保健室の児童生徒とともに、救急箱、AEDをもって避難する。

### 情報収集

#### 3 正しい情報を収集（教務）

福岡市防災連絡で正しい情報を収集（教務）

③ミサイル通過の情報の後、教頭が放送する。

- ミサイルが通過しました。
- ミサイルの安全が確認できましたでの避難を解除します。

### 事後の対応

#### 4 教育委員会からの連絡確認

①学級で待機をしていた場合、児童生徒の様子について教頭に報告する。

小学校 教師ステーション 3階 中学校 教師ステーション 5階

②福岡市内に着弾した場合は、下校させず学校待機。

メール配信、電話連絡を行い 保護者に引き渡す

V 危機時の保護者との連携

|      | 危機の状況  | 通知方法                | 対応  |
|------|--|---------------------|---|
| 伝染病等 | 給食が原因での食中毒   | メール配信<br>プリント       | <ul style="list-style-type: none"> <li>給食停止</li> <li>保健所の指示があった場合、学校閉鎖</li> <li>臨時保護者会</li> </ul>                     |
|      | インフルエンザ等流行性疾患  | メール配信（該当学年）<br>プリント | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校医と相談し、学級閉鎖、学校閉鎖等の対応</li> <li>*欠席が30%超、または、今後欠席が増加する可能性が高い場合</li> </ul>       |
| 事件   | 校内に不審者侵入等  | メール配信 電話連絡          | <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の迎え</li> </ul>  |
|      | 近隣の小中学校、または地域で事件発生   | メール<br>プリント         | <ul style="list-style-type: none"> <li>教師引率の集団下校</li> <li>犯人が逃走中の場合、よく日 登校指導</li> </ul>                               |
|      | 市内で強盗や発砲事件等重大な事件発生   |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>発生場所、時間経過、危険度を考え、教師引率または、教師がポイントに立つ集団下校</li> <li>犯人が逃走中の場合、よく日、登校指導</li> </ul> |
| 火災   | 校内から出火（けが人は出た場合）   | メール 電話連絡<br>プリント    | <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の迎え</li> <li>臨時保護者会</li> </ul>  |
|      | 校内からの出火（けが人がいない場合）   | メール<br>電話連絡 プリント    | <ul style="list-style-type: none"> <li>教師引率の集団下校</li> <li>臨時保護者会</li> </ul>   |
|      | 学校周辺から出火   | メール                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>出火場所、時間経過、危険度を考え教師引率または、教師がポイントに立つ集団下校</li> </ul>                              |
| 地震   | 震度3～4及び震源地が遠く、物的被害もほとんどなく、津波の警戒の必要がないと判断できる場合  |                     |   |
|      | 児童生徒が在校中   | メール                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて教師がポイントに立つ集団下校</li> </ul>  |
|      | 児童生徒が下校後   | メール                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、教職員が校区を見回り</li> </ul>   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>震度5以上及び人的・物的被害有り、公共交通機関に継続的な支障が想定される余震の心配がある場合</li> <li>震度5以下であるが津波警報が出されている場合</li> <li>*状況によっては連絡不可能な場合が想定されるので、年度当初に震度5以上の場合及び津波警報が出されている場合には、学校に迎えに来るように知らせておく。</li> </ul> |                     |   |
|      | 児童生徒が在校中   | メール 電話連絡            | <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の迎え</li> </ul>  |
|      | 一部児童生徒が下校後   | メール<br>電話連絡         | <ul style="list-style-type: none"> <li>在校児童生徒は保護者迎え</li> <li>手のあいた教職員が校区を巡回保護の必要があれば自宅にメモを残して学校に保護者の迎え</li> </ul>     |

|    |                         |                             |  |
|----|-------------------------|-----------------------------|--|
| 台風 | 台風接近により下校時刻を早める可能性がある場合 | 前日にプリント配布<br>メール 電話連絡       | ・教師引率による集団下校                             |
| 大雨 | 登校時に落雷，集中豪雨などで不安がある場合   | 保護者より連絡                     | ・保護者の判断で登校を見合わせる                         |
|    | 下校時に落雷，集中豪雨などで不安がある場合   | メール<br>メール登録のない家庭には<br>電話連絡 | ・状況により学校待機，教師引率による集団下校，教師がポイントに立つ集団下校を判断 |
|    | 集中豪雨が急襲し，下校時に危険がある場合    | メール<br>メール登録のない家庭には<br>電話連絡 | ・保護者の迎え                                  |

※保護者へ通知文を出す。



町別避難場所（保護者引き渡し場所）

※津波警報が出されている場合は、引き渡さないことを基本とする。

H30年度児童生徒数参考

| 町名       | 小学校 | 中学校 | 教室               | 主担当         |
|----------|-----|-----|------------------|-------------|
| 港1（簀子）   | 24  | 8   | 1の1              | 1の1         |
| 港1（舞鶴）   | 14  | 5   | 1の2              | 1の2         |
| 港2       | 35  | 9   | 兄弟姉妹がいる子 1の3     | 1の3         |
|          |     |     | 1の4              | 1の4         |
| 港3       | 25  | 16  | 3の1              | 3の1         |
| 荒戸1      | 49  | 10  | 兄弟姉妹がいる子 3の2     | 3の2         |
|          |     |     | 3の3              | 3の3         |
| 荒津2      | 2   | 0   | 4の4              | 4の4         |
| 西公園      | 8   | 4   |                  |             |
| 大手門2（簀子） | 40  | 12  | 兄弟姉妹いる子 4の3      | 4の3         |
|          |     |     | 4の2              | 4の2         |
| 大手門2（舞鶴） | 81  | 25  | 小1・2に兄弟姉妹 4の1    | 4の1         |
|          |     |     | 小3・4に兄弟姉妹 2の4    | 2の4         |
|          |     |     | 小5・6に兄弟姉妹 2の3    | 2の3         |
|          |     |     | 2の2              | 2の2         |
| 大手門3     | 38  | 23  | 兄弟姉妹のいる子 6の3     | 6の3         |
|          |     |     | 6の2              | 6の2         |
| 大名1      | 39  | 19  | 兄弟姉妹がいる子 5の3     | 5の3         |
|          |     |     | 5の2              | 5の2         |
| 大名2      | 20  | 9   | 5の1              | 5の1         |
| 長浜1      | 38  | 9   | 中1の3             | 中1の3        |
| 長浜2      | 34  | 13  | 中1の2             | 中1の2        |
| 長浜3      | 30  | 8   | 中1の1             | 中1の1        |
| 天神3・4・5  | 10  | 5   | 中3の2             | 中3の2        |
| 那の津1・3   | 5   | 1   |                  |             |
| 舞鶴1      | 74  | 33  | 小1・2に兄弟姉妹 中2の2   | 中2の2        |
|          |     |     | 小3・4に兄弟姉妹 中2の1   | 中2の1        |
|          |     |     | 小5・6に兄弟姉妹 多目的（西） | 中2副任        |
| 舞鶴2      | 42  | 9   | 6階多目的            | 6の1<br>中1副任 |
| 舞鶴3      | 45  | 17  | ランチルーム           | 小専科         |
| 荒戸2・     | 3   | 2   | 中3の1             | 中3の1        |
| 校区外      |     |     |                  |             |